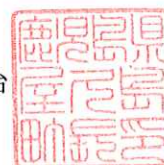


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 9 月 29 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
志戸子集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）  
平成 28 年 9 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
2 経営体  
法人                    0 経営体  
個人                    2 経営体  
集落営農                0 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
  - ・中心となる経営体への農地集積を推進する。
  - ・地区内農道草払い等の作業を定期的実施する。